

## 第10章 維持関連工事編

## 第1節 一般事項

10.1.1

適用範囲

本章は、当局が施行する維持関連工事に適用する。

## 第2節 街築工事

10.2.1

適用範囲

本節は、バス営業所、庁舎等の敷地内の維持補修工事に適用する。

10.2.2

管きよ

(1) 請負者は、管きよを敷設する場合は、あらかじめ丁張を設置し、正確に敷設しなければならない。

(2) 請負者は、管きよの基礎を、設計図書の定めるところによるほか、次の事項に留意して施工しなければならない。

ア 再生クラッシュラン基礎は、基準面に使用する再生クラッシュラン砕石を所定の厚さにむらなく敷き均し、十分締め固めて仕上げなければならない。

イ 砂基礎は、砂又は改良土を15cm毎に締め固めて所定の厚さまで仕上げた後、横木材(ただし、塩ビ管及びFRP管を除く)を設置して管を布設し、くさび材で固定して、さらに砂又は改良土を敷き均し、15cm毎に締め固めて空隙が生じないように仕上げなければならない。

ウ 塩ビ管、FRP管の砂基礎は、砂又は改良土を15cm毎に締め固め、空隙が生じないように仕上げなければならない。基礎材の投入に当たっては、管が移動しないように管の左右に交互に投入しなければならない。

また、管の芯出し及び管の移動防止用あて木は取り除き、石、ガラス等の固形物を混入させないようにしなければならない。

エ 梯子胴木基礎は、床付け後直ちに梯子胴木を所定の位置に設置し、再生クラッシュラン砕石を敷き均して十分に締め固め、管を布設後くさび材で固定して、さらに砂又は改良土を敷き均し、15cm毎に締め固めて空隙が生じないように仕上げなければならない。

オ コンクリート基礎は、床付け後直ちに再生クラッシュラン基礎を敷き均した後、所定の寸法になるようにコンクリートを打設し締め固めて空隙の無いように仕上げなければならない。

(3) 請負者は、管きよの布施工に当たり、所定の基礎を施工した後に、上流の方向に受け口を向け、管の中心線、勾配及び管底高を正確に保ち、かつ、漏水、不陸、偏心等が生じないように施工しなければならない。

- (4) 請負者は、管の切断及びせん孔を行う場合は、管に損傷を与えないように専用の機械等を使用し、切口及びせん孔部を所定の寸法に仕上げなければならない。また、損傷させた場合は、取り換えなければならない。
- (5) 請負者は、管きよの吐口等の施工のため、在来構造物を取り壊すときは、周囲に損傷を与えないよう行い、復旧は在来構造物にならって取り合なければならない。
- (6) 請負者は、接合前に受け口内面及びゴム輪を点検清掃し、必ず土砂等を除去しなければならない。
- 接合にゴム輪を用いる管については、これを挿し口に正しく装てんし、受け口両面及びゴム輪に滑材を十分塗布し密着するよう接合しなければならない。
- 管をモルタル接合するときは、十分モルタルを詰め込み、モルタルが管の内面に出ないように丁寧に仕上げなければならない。
- また、モルタルが硬化するまで移動その他衝撃を与えないように施工しなければならない。
- (7) 請負者は、塩ビ管のゴム輪接合を行う場合は、ゴム輪が正確に溝に納まっているか確認し、ゴム輪がねじれていたり、はみ出している場合は、正確に再装着を行わなければならない。
- 接合部に付着している土砂、水分及び油分は、乾いた布で清掃しなければならない。
- ゴム輪接合用滑材をゴム輪表面及び挿し口管に均等に塗り、管軸に合わせて挿し口を所定の位置まで挿入し、ゴム輪の位置、ねじれ及びはみ出しがないかチェックゲージ（薄板ゲージ）で確認しなければならない。内径200mm以上の管の接合には、原則として挿入機を使用するものとする。
- なお、接合用滑材は、ゴム輪接合専用滑材を使用すること。
- (8) 請負者は、塩ビ管の接着接合の場合は、受け口内面及び挿し口外面を乾いた布で清掃し、特に油分と水分を完全に拭きとった後に施工しなければならない。
- 挿し口には、挿し込み深さを挿し口の端より規定寸法に標線を入れなければならない。
- 接着材を、受け口内面及び挿し口外側の接合面に塗りもらしなく均一に素早く塗らなければならない。
- 内径200mm以上の管の接合には、原則として挿入機を使用するものとする。
- 受け口からはみ出した接着剤は拭き取らなければならない。
- 接着直後、接合部に無理な外力が加わらないよう注意しなければならない。
- (9) 請負者は、管きよの埋戻し及び盛土にあたっては、管きよを損傷しないように、かつ、偏心及び偏圧のかからないよう埋戻材を左右均等に層状に十分締め固めなければならない。

## 10.2.3

## 人孔及び枿の築造

- (1) 請負者は、人孔及び枿の施工については、基礎について支持力が均等となるように、かつ、不陸を生じないようにしなければならない。
- (2) 請負者は、人孔及び枿の側塊が動揺しないよう、接合用モルタルを敷き均して据付け、漏水等が生じないよう目地を入念に仕上げなければならない。
- (3) 請負者は、人孔及び枿の据付けについては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。

また、ワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。

- (4) 請負者は、人孔及び枿の縁塊、蓋を据え付ける際は、本体及び路面に段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。

また、蓋がずれることのないようにしなければならない。

- (5) 請負者は、躯体及び側塊に使用する足掛金物はポリプロピレン防錆被膜とし、設計図書の定めるところに従い、コンクリート打込み時に取り付けなければならない。

なお、人孔天端の仕上がり高さに変動を生じた場合は、監督員の指示に従い設置しなければならない。

- (6) 請負者は、特に指示するものを除き、ちり除け金物には防錆塗料を塗布しなければならない。

## 10.2.4

## 街きよ、側溝等

- (1) 請負者は、街きよ、側溝等の継ぎ目部の施工に当たり、付着、水密性を保つとともに段差が生じないよう注意して施工しなければならない。
- (2) 請負者は、街きよの施工に当たり、その表面は締固めたコンクリートが半乾きの状態のときにコテを使用し、かつ、突端部は面ゴテを使用して仕上げなければならない。
- (3) 請負者は、場所打ちコンクリートにより側溝を施工する場合の順序について、あらかじめ監督員の承諾を受けなければならない。
- (4) 請負者は、街きよ、側溝等の施工に当たり、設計図書又は監督員の指示する勾配で下流側もしくは低い側から設置するとともに、流水面は滞水のないよう十分注意して施工しなければならない。
- (5) 請負者は、街きよ、側溝及び側溝蓋の据付けに当たり、材料が破損しないよう丁寧に施工しなければならない。
- (6) 請負者は、自由勾配側溝の底版コンクリートの打込みについて、設計図書に示すコンクリート厚で施工し、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
- (7) 請負者は、側溝蓋の設置について、側溝本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。

## 10.2.5

## 縁石工

- (8) 請負者は、街きよ、側溝等の接合部について、特に指定しない限り、セメントと砂の比が1:3の配合のモルタル等を用い、漏水のないように入念に施工しなければならない。
- (9) 請負者は、柵の間隔が10m以上ある街きよを施工する場合において、柵間中央部のブロックの継目に合わせて施工目地を設けなければならない。
- (10) 請負者は、低騒音(排水性)舗装における排水用パイプの施工に当たり、浮き上がり防止の措置を行わなければならない。また、排水用パイプの流末は集水柵縁塊の孔へ確実に挿入しなければならない。

- (1) 請負者は、曲線部の縁石等の基礎コンクリート工について、曲線に倣って施工しなければならない。
- (2) 請負者は、縁石等の曲線部と直線部との境界部を施工する場合は、なじみよくし、コンクリートブロックを使用する場合は、この位置を目地としなければならない。
- (3) 請負者は、縁石等を施工する場合は、施工後直ちに養生を施さなければならない。

また、請負者は、養生期間中において、荷重、衝撃等が加わらないよう措置しなければならない。

- (4) 請負者は、縁石等の施工に当たり、障害物がある場合などは、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
- (5) 縁石の施工に当たり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した基礎の上に据え付けるものとする。敷きモルタルの配合は、1:3(セメント:砂)とし、この敷きモルタルを基礎上に敷き均した後、縁石ブロック等を図面に定められた線形及び高さに合うよう十分注意して据え付けなければならない。

## 10.2.6

## 防護柵工

- (1) 請負者は、防護柵を施工する場合は、特に指示するものを除き、下記の基準等に従って行わなければならない。

ア「防護柵の設置基準・同解説4-1、施工の規定」

(日本道路協会、平成20年1月改訂)

イ「道路土工—施工指針の施工」

(日本道路協会、昭和61年11月)

- (2) 請負者は、防護柵を施工する際に使用する材料のうち、監督員が指示するものは現物又は図面を提出し承諾を受けなければならない。
- (3) 請負者は、ガードレール、ガードケーブル、ガードパイプ、及び金網等防護施設本体の取付け又は据付けを施工する場合は、支柱、基礎等が正しく設置されて

いるかどうか確認しなければならない。

- (4) 請負者は、防護柵を設置する場合、現地の状況により、位置に支障がある場合又は位置が明示されていない場合には、監督員と協議しなければならない。
- (5) 請負者は、ガードレールのビームを取付ける場合は、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト及びナットで十分締め付けなければならない。
- (6) 請負者は、防護柵を設置する場合は、支柱に直接取り付けるボルトは、ナットを車道側で締め付け、ボルト頭が歩道側に位置するようにしなければならない。  
また、ボルト頭の形状は、丸味を持ったものとしなければならない。
- (7) 請負者は、防護柵設置工事が完了した場合、工事起終点の端部支柱の歩道側に、監督員の指示により、シンボルマ - ク、種別、設置年月日及び道路管理者名を表示しなければならない。
- (8) 請負者は、支柱の施工に当たって設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締め固めておかなければならない。
- (9) 請負者は、ガードレールを支柱に取り付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに所定の張力（A種は20kN、B種及びC種は9.8kN）を与えなければならない。
- (10) 請負者は、防護柵基礎の施工に当たっては、支持力が均等になるように、かつ、不陸を生じないようにしなければならない。
- (11) 請負者は、支柱の施工に当たって、地下埋設物に破損や傷害を発生させないようにするとともに既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。
- (12) 請負者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。この場合、請負者は、地下埋設物に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。
- (13) 請負者は、支柱の施工に当たって、橋梁、擁壁、函梁などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合において、設計図書に定められた位置に支障があるとき、又は位置が明示されていないときは、設計図書に関して監督員と協議して定めなければならない。
- (14) 請負者は、ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書で定めた強度以上あることを確認した後、コンクリート基礎にかかる所定の力を支持できるよう土砂を締め固めながら埋戻しをしなければならない。

## 10.2.7

道路標識、道路  
反射鏡及び  
視線誘導標工

- (1) 請負者は、標識の設置に当たり、障害物がある場合などは、設計図書に関して、監督員と協議しなければならない。
- (2) 請負者は、標識を施工する場合は特に指示するものを除き、下記の基準等に従って行わなければならない。
- ア「道路標識設置基準・同解説(第4章 基礎及び施工)」  
(日本道路協会、昭和61年1月)
- イ「道路土工・施工指針の施工の規定、道路付属物の基礎」  
(日本道路協会、昭和61年11月)
- ウ「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標識業協会、平成16年8月)
- エ「視線誘導標設置基準・同解」(日本道路協会、昭和59年10月)
- オ「道路反射鏡設置指針」(日本道路協会、昭和55年12月)
- (3) 請負者は、道路標識を施工する際に、設計図書に明示されていない案内標識板の表示内容については、監督員の指示によらなければならない。
- (4) 請負者は、支柱建込みについては、標識板等の向き、角度、標示板等と支柱の通り、傾斜及び支柱上端のキャップの有無に注意し施工しなければならない。

## 10.2.8

## 区画線工

- (1) 請負者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工に先立ち施工箇所、施工時間帯及び施工種類について監督員の指示を受けるとともに、所轄警察署とも打ち合わせを行い、交通渋滞をきたすことのないように施工しなければならない。
- (2) 請負者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工について、設置路面の水分、泥、砂じんほこり等を取り除き、均一に接着するようにしなければならない。
- (3) 溶融敷き区画線及び高視認性区画線の施工に当たって、やむを得ず気温が5以下で施工しなければならない場合は、路面を予熱し、路面温度を上昇させた後施工しなければならない。
- (4) 請負者は、路面標示工の施工に当たっては、歩行者、通行車両等に危険のないように施工しなければならない。
- (5) 請負者は、路面標示工の施工に当たっては、標示幅は均一にして凹凸のないよう丁寧に施工しなければならない。
- (6) 請負者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工に先立ち路面に作図を行い、施工箇所、施工延長、施工幅等の適合を確認しなければならない。
- また、障害物がある場合などは、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
- (7) 請負者は、施工に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

ア 各標識のペイントの色及び使用量については、設計図書の定めによらなければならない。

また、区画線等の指示方法について設計図書に示されていない事項は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日付総理府、建設省令第3号）」により施工しなければならない。

イ 請負者は、塗装路面を清掃し、ぬれた路面は乾燥させてから施工しなければならない。

また、新設コンクリート舗装面への塗装は、塗装面の清掃を入念（ノコを除去）に行ってから塗装しなければならない。

ウ 請負者は、溶融式及び高視認性区画線の施工に当たって、塗料の路面への接着をより強固にするよう、プライマーを路面に均等に塗布しなければならない。

エ 請負者は、溶融式区画線の施工温度を、東京都が別途定める土木材料仕様書の範囲としなければならない。

オ 請負者は、ペイント式（常温式）に使用するシンナーの使用量を10%以下としなければならない。

カ 請負者は、塗布面にガラスビーズを散布する場合、風の影響によってガラスビーズに片寄りが生じないように注意して、反射に明暗がないように固着させなければならない。

キ 請負者は、車両及び歩行者への塗装の付着防止のため、塗装後直ちに、防護器具を交通への支障が少ないよう配置し、乾燥した時点で早期に撤去して交通を開放しなければならない。

ク 請負者は、道路標示の抹消に当たっては、既設標示を何らかの乳剤で塗りつぶす工法を取ってはならず、標示材（塗料）のみの除去を心掛け、路面への影響を最小限にとどめなければならない。

また、消去により発生する塗料粉塵の飛散を防止する適正な処理を行わなければならない。

## 10.2.9

### 道路照明工

(1) 請負者は、道路照明の施工に当たっては、特に指示するものを除き、下記の基準等に従って行わなければならない。

ア 「東京都電気設備工事標準仕様書」（東京都）

イ 「電気設備技術基準」（経済産業省）

ウ 「道路照明施設設置基準・同解説」（日本道路協会）

エ 「内線規程」（日本電気協会）

オ 「電気供給約款」（東京電力株式会社）

カ 「道路・トンネル照明器材仕様書」（建設電気技術協会）

- (2) 請負者は、設置位置の決定に当たっては、埋設物や周囲の状況を調査し、監督員の指示に従わなければならない。
- (3) 請負者は、独立柱の設置に当たっては、接地工を施し基準に達していることを確認した後、基礎を施工しなければならない
- (4) 請負者は、照明柱基礎の施工に際し、アースオーガにより掘削する場合は、掘削穴の偏心及び傾斜に注意しながら掘削を行わなければならない。
- (5) 請負者は、アースオーガにより掘削する場合は、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急処置を行い、関係機関に連絡を行うとともに、監督員に報告し指示を受けなければならない。
- (6) ベースプレート式ポールは、直径25mm(M24)以上のアンカーボルトで堅ろうに固定する。  
 なお、ナットは二重に締付けるものとし、コンクリートの外に露出する部分が、溶融亜鉛メッキを施したものを使用する。
- (7) 請負者は、照明柱の建込みについては、支柱の傾斜の有無に注意して施工しなければならない。
- (8) 請負者は、照明柱の基礎工のコンクリートは1回で打込み、継ぎ足してはならない。
- (9) 請負者は、原則として監督員立会いの上、接地抵抗測定、絶縁抵抗測定を行わなければならない。

### 第3節 構築補修工事

#### 10.3.1 一般事項

本節の施工に当たっては、「第3章 第2節 コンクリート工」を適用する。

### 第4節 舗装工事

#### 10.4.1 一般事項

本節の施工に当たっては、「第3章 第5節 舗装工事」を適用する。

### 第5節 橋りょう工事

#### 10.5.1 適用範囲

本節は、地下鉄橋りょう部の維持補修工事に適用する。

#### 10.5.2 支承工

請負者は、支承工の施工については「鉄道構造物等設計基準・同解説 - 鋼・合成構造物」(国土交通省鉄道局鉄道総合技術研究所編)によるものとし、道路端の場



合は「道路橋支承便覧（第5章 支承部の施工）」（日本道路協会）によらなければならない。

- (1) 請負者は、下部工を施工するに当たり、支承の形状を考慮し箱抜きを設置しなければならない。箱抜きの施工においては、アンカーボルト位置、補強鉄筋配置等に留意し、所定の箱抜きの位置及び寸法を確保しなければならない。
- (2) 請負者は、支承を据付ける場合は、監督員の承諾を受けた無収縮モルタル等の充填材によって、支承下面と下部工の天端とが十分密着するように入念に施工しなければならない。その際、沓座面のチッピング処理を行い、浮き骨材、ごみ等を取り除かなければならない。
- (3) 請負者は、アンカーボルトを設置する場合には、あらかじめコンクリート中に穴を開けておかなければならない。  
その際、穴の大きさは、アンカーボルトの直径の3倍又は直径に10cm程度の余裕を加えたものを標準としなければならない。
- (4) 請負者は、アンカーボルトの穴に水分、ごみ等の入らないよう適切な措置を行わなければならない。
- (5) 請負者は、アンカーボルトの穴の中の水分、ごみ等を取り除いた後正しい位置に正確にはめ込み、(2)に定める充填材を完全に施工しなければならない。

### 10.5.3

#### 塗装工

- (1) 請負者は、現場塗装を行うに当たっては、以下の規定によらなければならない。
  - ア 請負者は、塗替えけたを下塗りする場合は、ケレン完了後直ちに監督員の確認を受け、その日のうちに塗装を行い、塗装が完了しない部分については、翌日改めてケレンを行い塗装を行わなければならない。  
なお、素地調整は3種ケレンとし、素地調整のグレードは、SIS規格でSt3以上としなければならない。
  - イ 請負者は、現場におけるさび落としや清掃を行う場合は、原則として薬品を用いてはならない。

### 第6節 植栽工事

#### 10.6.1

##### 適用範囲

本節は、バス営業所、庁舎等の敷地内の維持補修工事に適用する

#### 10.6.2

##### 一般事項

- (1) 請負者は工事完了後、新植した地被類（芝を含む）・低木・中木・高木の枯死・形姿不良（以下「枯死等」という。）の発生が確認された場合は、発注者に報告し協議の上、次の各号の定めにより適切な措置を講じなければならない。
  - ア 請負者は、工事完了後1年以内に樹木の枯死等が発生した場合は、立会い確

認後、すみやかに当該樹木を撤去しなければならない。

イ 請負者は、工事完了後1年を経過した時点で調査を実施し、枯死等が確認された場合は、立会い確認後6ヶ月以内に枯補償を実施しなければならない。

ウ 請負者は、枯補償が完了した場合は、発注者に速やかに報告しなければならない。

エ 枯補償とは、特記仕様書による場合又は天災その他やむを得ないと認められる場合を除き、新植した地被類（芝を含む）・低木・中木・高木の購入材を対象として枯死等があった場合に、請負者の負担により植替えを行うことである。この場合、原則として活着済みの樹木等と同等以上の規格のものを使用しなければならない。

オ 枯死とは、樹木については、枝葉が枯れ、活着が見込まれないものをいい、干害、塩害・風水害等に起因するものであっても立枯れ状態のものについては対象とする。地被類（芝を含む）の枯死等は、当該地被類植付区域が植付目的と合致しない状態であることをいう。

カ 形姿不良とは、植栽したときの状態と比較して、枯枝が樹冠部のおおむね3分の2以上となった場合、まっすぐな主幹を持つ樹木については、樹高のおおむね3分の1以上の主幹が枯れた場合及び修景上耐えられない樹形と判断される場合をいい、これらと同様の状態になる可能性のあるものも含まれる。

(2) 請負者は、植栽する樹木、株物、芝等は、できる限り搬入日に植付けられるよう順序良く搬入しなければならない。

(3) 請負者は、植付けや掘取りに機械を使用する場合は、植栽地や苗圃等を締固めないように注意し、やむを得ず締固めたときは、耕耘等により植栽可能な土壌に戻さなければならない。

### 10.6.3

#### 保護及び養生

(1) 請負者は、樹木には、所定の材料及び方法で次のとおり控木及び添木を取り付けなければならない。

ア 請負者は、控木の丸太と樹幹（枝）との交差部分は、全て杉皮を巻き、しゆる縄で緩みのないように割り縄がけに結束し、控木の丸太と丸太との接合する部分は、釘打ちの上鉄線がけとしなければならない。控木に唐竹を使用する場合も同様としなければならない。

イ 請負者は、控木の丸太は、特記仕様書に定めがない場合は防腐処理したものを使用しなければならない。

ウ 請負者は、添木を使用する場合は、所定の材料で樹幹を真直かつ正しくなるよう取り付けなければならない。

エ 請負者は、ハツ掛、布掛の場合の控木の組み方は、立地条件（風向、土質、樹形及びその他）を考慮し、適正な角度で見栄え良く堅固に取り付け、その控

木の基礎は地中に埋込んで根止に杭を打ち込み、丸太は釘打ちし、唐竹は竹の先端を節止した上、釘打ち又はのこぎり目を入れて鉄線で結束しなければならない。

オ 請負者は、ハツ掛の場合は、控えとなる丸太（竹）を幹（主枝）又は丸太（竹）と交差する部位の2箇所以上で結束しなければならない。

なお、控木の先端は見栄え良く切り詰めたうえ、切口には防腐剤を塗らなければならない。

カ 請負者は、ワイヤロープを使用して控えとする場合は、樹幹の結束部には所定の幹当を取り付け、指定の本数のロープを効果的な方向と角度にとり、止杭等に結束しなければならない。

また、ロープの末端結束部は、ワイヤクリップ等で止め、ロープの交差部も動揺しないように止めて、ロープの中間にターンバックルを使用するか否かにかかわらず、ロープは緩みのないように張らなければならない。

(2) 請負者は、現場に持ち込む樹木、株物などは、根部をこも等で覆い、乾燥、損傷等に注意して活着不良とならないように処理しなければならない。

(3) 請負者は、幹巻きを設計図書で指示された樹木は、地際から樹高の60%内外の範囲について、幹及び主枝の周囲をわら等で厚薄のないように包み、その上から2本合せのしゅろ縄を10cm内外の間隔に巻上げなければならない。ただし、幹巻きテープ（黄麻じん皮繊維製）を使用する場合は、しゅろ縄で巻き上げる必要はないものとする。

(4) 請負者は、搬入した樹木及び株物は、材料検査合格後（支給品等については掘取り後）速やかに植付けを行うこととし、やむを得ない理由で搬入日に植込不可能な場合は、仮植えし、根の乾燥防止に努めなければならない。

(5) 請負者は、植物の保護養生に蒸散抑制剤を使用する場合は、農薬取締法（昭和23年7月1日法律第82号）に基づく登録を受けた材料を、登録された使用方法、濃度によりで幹及び枝葉全面に平均して付着するように噴霧機等で散布しなければならない。

#### 10.6.4

##### 樹木及び株物の植栽

(1) 請負者は、樹木及び株物は、植栽に先立って適度に枝葉を切詰め又は切透かしをするとともに、根部は、割れ、傷等の部分を切除し活着を助ける処置をしなければならない。

(2) 請負者は、植栽する場合、迅速に行うようにあらかじめその根に応じて余裕のある植穴を掘り、水、客土等を準備して樹木又は株物を持込んだ後、直ちに植栽しなければならない。

(3) 請負者は、植穴については、がれき等生育に有害な物を取り除き、穴底をよく耕した後、良質土を敷き均さなければならない。

- (4) 請負者は、植込みについては、樹木の表裏を確かめ、付近の風致に応じて、見栄え良く植込み、根部に間隙のないよう土を十分に突き入れなければならない。
- (5) 請負者は、かん水については、根廻りに良質土を入れた後、泥水が根に接着するよう行わなければならない。
- (6) 請負者は、埋戻しについては、水が引くのを待って埋戻土を入れ、軽く押さえて地均ししなければならない。
- (7) 請負者は、樹種により土ぎめをするものは、根廻りに良質土を入れ、根（鉢）に接着するよう突固めをしなければならない。
- (8) 請負者は、樹木植付け後、直ちに控木を取り付けることが困難な場合は、仮支柱を立て樹木を保護しなければならない。
- (9) 請負者は、土壤改良剤等を使用する場合は、客土又は埋戻土と十分混ぜ合わせて使用しなければならない。
- (10) 請負者は、施肥をする場合は、所定の量を植物の根に触れないように施し覆土しなければならない。
- (11) 請負者は、植栽した樹木及び株物には、原則として水鉢を切り、工事中必要に応じてかん水をしなければならない。
- (12) 請負者は、株物の植栽は、付近の風致を考慮して、初めに景趣の骨格を造り、それを倣って全体の配植をしなければならない。
- (13) 請負者は、植栽後は、付近の景趣に合うように、見栄え良く整姿、剪定をするとともに、小枝間の清掃その他必要な手入れをしなければならない。
- (14) 請負者は、植栽における機械施工は、原則として、掘取り時のクレーン車による吊上げ及び植付け時のクレーン車による吊込み及び植穴床掘時のバックホウによるものとしなければならない。

## 10.6.5

## 樹木及び株物の移植

- (1) 請負者は、樹木及び株物の根廻しに当たっては、次のとおりとしなければならない。
  - ア 請負者は、根廻しに際しては、樹種及び移植予定時期を十分考慮して行うとともに、一部の太根は切断せず、適切な幅で形成層まで環状はく皮を行わなければならない。
  - イ 請負者は、根回しに当たっては、樹種の特性に応じて枝の切透し、摘葉等のほか控木を設計図書の設定により取り付けなければならない。
- (2) 請負者は、樹木の移植方法は、次のとおりとしなければならない。
  - ア 請負者は、樹木の移植に当たっては樹木の掘取りに先立ち、必要に応じ、仮支柱を取付け、時期、土質、樹種、樹木の生育の状態等を考慮して、枝葉を適度に切詰め、切透かし、摘葉等をしなければならない。
  - イ 請負者は、落葉樹で鉢を付けないものは、鉢よりも大きめに掘り下げた後、

所定の大きさに根を切取り、掘取らなければならない。この際、細根が十分に付くようにするとともに、根に割れ、傷などを生じないようにしなければならない。

ウ 請負者は、常緑樹等鉢を付けるものは、所定の大きさに垂直に掘下げ、底部は丸味をつけて掘取らなければならない。

エ 請負者は、太根のある樹木の場合は、鉢の有無にかかわらず、やや長めに切り取り、養生をしなければならない。

オ 請負者は、樹木の鉢巻きは、あらかじめ根の切返しを行い、わら縄で根を堅固に巻き付け、土質又は根の状態によっては、こもその他の材料で養生した後、巻付けなければならない。

(3) 請負者は、株物の移植についても、樹木の移植に準じて行なわなければならない。

10.6.6

街路樹

(1) 請負者は、街路樹の植栽に際しては、「10.6.4 樹木及び株物の植栽」及び並びに「10.6.5 樹木及び株物の移植」に準じて行うほか、次のとおり施工しなければならない。

ア 請負者は、樹木は、植ます(並木ます)内の指定の位置に樹幹を垂直に建て込み、道路と平行となるように見栄え良く植付けなければならない。

イ 請負者は、植栽時の整姿剪定については、あらかじめ監督員と打ち合わせて行わなければならない。

ウ 請負者は、道路に掘削した土又は客土を置く場合は、歩行者等に迷惑のかわらないよう植ます(並木ます)の片側又は両側に置き、車道上には置いてはならない。

エ 請負者は、搬入した樹木については、必ず当日中に植栽を完了しなければならない。やむを得ず当日中に植栽を完了できない樹木は、交通に支障のないように仮植付け(建込み)し、掘削した植穴が残った場合は埋戻しを行い、残土及び不用材料等は速やかに片付け、歩行者等の交通に支障のないようにしなければならない。

10.6.7

地被類及び草花

(1) 請負者は、地被類の植栽に当たっては、次の事項に従って施工しなければならない。

ア 請負者は、施工に先立ち、育成に適した土の産地を明示した書類及び見本品を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

イ 請負者は、使用する材料については、設計図書によるものとし、雑草の混入が少ない短葉で、根筋が繁茂し、枯死する恐れがないものとしなければならない。

また、現場搬入後は、材料を高く積み重ねて圧迫したり、長期間日光にさらして乾燥させたりしないよう注意しなければならない。

ウ 請負者は、芝の張付けに当たっては、設計図書で指定する深さに耕し、表土を掻き均し、がれき、雑草等生育に支障となる物を取り除き、良質土を指定の厚さに敷き均し、不陸整正を行わなければならない。

エ 請負者は、芝の張付けに当たっては、張芝の長手を水平方向にし、縦目地は通さず瓦目に丁寧に張付け、芝根が土壌に接着するように転圧した上（指定のある場合は、目串を打付け）、ふるいを通した良質な目土を芝生面に均一に散布して十分にすり込み、不陸整正を行わなければならない。

オ 請負者は、芝の補植に当たっては、芝付け箇所は良質土を投入し、不陸整正を行う。芝付けは、総芝張付けとし、芝面が隣接芝生面と同一平面となるようにしなければならない。

カ 請負者は、筋芝に当たっては、芝の葉面を上にして敷き並べ、上層に土羽土を置いて、規定の形状に土羽板等によって脱落しないよう締固め、法肩には、耳芝を施さなければならない。

キ 請負者は、リュウノヒゲ、ササ等の地被類の植付けは、ウに準じて、地ごしらえをした箇所に植付けに適した形に調整したものを植え、根元には良質土を入れ容易に抜けないように軽く押さえて静かにかん水しなければならない。

ク 請負者は、施工後、枯死しないように養生しなければならない。

なお、工事完了引渡しまでに芝等が枯死した場合、その原因を調査して、監督員に報告し、再施工しなければならない。

(2) 請負者は、草花類の植栽に当たっては、花壇の植付地を20cm内外に耕し、がれきその他生育に支障となる物を取り除き、土塊を砕き、設計図書で客土が指示された場合はこれを混ぜて整地し、草花の植付けは、開花時に花が均等になるように、指定の高さにそろえて所定模様が現れるようにし、容易に抜けないように軽く押さえて静かにかん水しなければならない。

## 10.6.8 生垣工

(1) 請負者は、生垣の仕上がり幅を考慮して位置を決定しなければならない。

(2) 請負者は、苗木の高さを見栄え良く一定の高さに切りそろえ仕上げなければならない。

## 第7節 法留工

## 10.7.1 適用範囲

本節は、地下鉄、路面電車の営業線内及び庁舎等の敷地内の維持補修工事に適用する。

## 10.7.2

## 一般事項

- (1) 本節は、石・ブロック積(張)工として、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積(張)工その他これらに類する工種について定めるものとする。
- (2) 請負者は、石・ブロック積(張)工に先立ち、石・ブロックに付着したごみ、泥等の汚物を取除かなければならない。
- (3) 請負者は、石・ブロック積(張)工の丁張を、石・ブロック積み(張り)前面及び裏込背面に設置しなければならない。  
また、練積みの場合には、さらに裏込コンクリートの背面にも設置しなければならない。
- (4) 請負者は、石・ブロック積(張)工の施工に当たっては、等高を保ちながら積み上げなければならない。  
また、練積みに当たっては一段ずつ積上げるものとし、一日の積上がり高さは1.2m程度としなければならない。  
なお、その日の終りは階段型に残すものとする。
- (5) 請負者は、コンクリートブロック工及び石積(張)工の水抜き孔を設計図書に基づいて施工するとともに、勾配について定めがない場合には、2%程度の勾配で設置しなければならない。  
なお、これにより難しい場合には、監督員と協議しなければならない。
- (6) 請負者は、コンクリートブロック工及び石積(張)工の施工に当たっては、設計図書に施工方法が示されていない場合には谷積みしなければならない。
- (7) 請負者は、裏込めに割ぐり石を使用する場合には、クラッシュラン等で間隙を充填しなければならない。
- (8) 請負者は、端末部及び曲線部等で間隙が生じる場合には、半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合には、コンクリート等を用いて施工しなければならない。
- (9) 請負者は、端部保護ブロック及び天端コンクリートの施工に当たっては、裏込め材の流出、地山の漏水及び浸食等が生じないようにしなければならない。
- (10) 請負者は、石・ブロック積(張)工の基礎の施工に当たっては、沈下や壁面の变形など、石・ブロック積(張)工の安定に影響が生じないようにしなければならない。

## 10.7.3

コンクリート  
ブロック

- (1) 請負者は、コンクリートブロックの規格については設計図書によらなければならない。
- (2) コンクリートブロック工とは、コンクリートブロック積み、コンクリートブロック張り、連結ブロック張り及び天端保護ブロックをいうものとする。
- (3) コンクリートブロック積みとは、プレキャストコンクリートブロックによって

練り積みされたもので、法勾配が1：1より急なものをいうものとする。コンクリートブロック張りとは、プレキャストコンクリートブロックを法面に張りつけた、法勾配が1：1又は1：1より緩やかなものをいうものとする。

- (4) 請負者は、コンクリートブロック張りの施工に先立って、砕石、割ぐり石又は、クラッシャーランを敷き均し、締固めを行わなければならない。
- また、ブロックは凹凸なく張り込まなければならない。
- (5) 請負者は、コンクリートブロック工の空張りの積み上げに当たっては胴がい及び尻かきを用いて固定し、胴込材及び裏込材を充填した後、天端付近に著しい空隙が生じないように念入りに施工し、締め固めなければならない。
- (6) 請負者は、コンクリートブロック工の練積みまたは練張りの施工に当たっては、合端を合わせ尻かきを用いて固定し、胴込コンクリートを充填した後に締め固め、合端付近に空隙が生じないようにしなければならない。
- (7) 請負者は、コンクリートブロック工の練積みまたは練張りにおける裏込めコンクリートは、設計図書に示す厚さを背面に確保するために、抜型枠を設けて打ち込まなければならない。ただし、コンクリート打込みした後に、抜型枠を抜き取り、間隙を埋めておかななければならない。
- なお、これにより難しい場合には、監督員と協議しなければならない。
- (8) 請負者は、コンクリートブロック工の練積み又は練張りにおける伸縮目地、水抜き孔等の施工位置については、設計図書に従わなければならない。
- なお、これにより難しい場合には、監督員と協議しなければならない。
- (9) 請負者は、コンクリートブロック工の練積み又は練張りにおける合端の施工に当たっては、監督員の承諾を得なければ、モルタル目地を塗ってはならない。
- (10) 請負者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、末端部及び曲線部等で空隙が生じる場合には半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合にはコンクリート等を用いなければならない。
- また、縦継目はブロック相互の目地が通らないように施工するものとする。
- (11) 請負者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、ブロックの目地詰めには、空隙を生じないように目地材を充填し、表面を平滑に仕上げなければならない。
- (12) 請負者は、連結ブロックの連結材の接合方法についてあらかじめ施工計画書に記載しなければならない。

## 10.7.4

## 石積(張)工

- (1) 請負者は、石積(張)工の基礎の施工に当たっては、使用する石のうち大きな石を根石とするなど、安定性を損なわないように据え付けなければならない。
- (2) 請負者は、石積(張)工の施工に先立って、砕石、割ぐり石、又はクラッシャ



ランを敷き均し、締め固めを行なわなければならない。

- (3) 請負者は、石積(張)工の施工における裏込コンクリートは設計図書に示す厚さを背面に確保するために、抜型枠を設けて打ち込まなければならない。ただし、コンクリートを打ち込んだ後に抜型枠を抜取り隙間を埋めておくものとする。なお、これにより難しい場合は設計図書に関して、監督員と協議しなければならない。
- (4) 請負者は、石積み(張り)に当たっては、合端を十分密着させ、積上げなければならない。
- (5) 請負者は、練積みの場合の水抜き、伸縮目地及び養生については、あらかじめ監督員と協議の上、施工しなければならない。
- (6) 請負者は、間知石空積みに当たっては、合端を3cm以上小たたきにし、丁張にならぬ、一層ごとに入念に据え付け、順次積上げなければならない。

#### 第8節 地下鉄及び路面営業線内工事

##### 10.8.1

##### 適用範囲

本節は、地下鉄及び路面電車の営業線内の維持補修工事に適用する。

##### 10.8.2

##### 地下鉄営業線内工事

請負者は、地下鉄営業線内の構築補修及び漏水防止等の維持補修工事を行う場合、「第7章 地下鉄軌道保守工事編 第1節 一般事項」によらなければならない。

##### 10.8.3

##### 路面電車営業線内工事

請負者は、路面電車営業線内で維持補修工事を行う場合、「第8章 路面軌道保守工事編 第1節 一般事項」によらなければならない。